

指名停止措置の概要

1	<b>指名停止措置業者名及び住所</b>	
	指名停止措置業者名	石垣メンテナンス株式会社 代表取締役 石垣 真
	住 所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
	登録番号	568
	<b>指名停止措置期間</b> 令和元年8月21日～令和元年11月20日（3ヵ月）	
<b>指名停止措置の適用範囲</b> 茨城県が発注する物品・役務調達契約		
<b>事実概要</b> 石垣メンテナンス（株）は、他社と共同して、東京都発注の排水処理施設運転管理作業について、受注価格の低落防止等を図るため、公共の利益に反して、当該作業の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第3条に違反したとして、令和元年7月11日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。		

1	<b>指名停止措置業者名及び住所</b>	
	指名停止措置業者名	月島テクノメンテサービズ株式会社 代表取締役 渡邊 彰彦
	住 所	東京都江東区佐賀一丁目3番7号
	登録番号	1098
	<b>指名停止措置期間</b> 令和元年8月21日～令和元年11月20日（3ヵ月）	
<b>指名停止措置の適用範囲</b> 茨城県が発注する物品・役務調達契約		
<b>事実概要</b> 月島テクノメンテサービズ（株）は、他社と共同して、東京都発注の排水処理施設運転管理作業について、受注価格の低落防止等を図るため、公共の利益に反して、当該作業の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第3条に違反したとして、令和元年7月11日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。		

<茨城県物品調達等登録業者指名停止基準>

措置要件	期間
別表 第4号（独占禁止法違反行為） 1（省略） 2（省略） 3 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 6ヵ月以上12ヵ月以内 （課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の2分の1の期間）

問い合わせ先	茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当 茨城県水戸市笠原町978-6 電話 029-301-4875（ダイヤルイン）
--------	--